

ソーシャルワーク実践におけるリーガルモデル(序説) —総合的な援助を実践するための新たな専門職連携のかたち—

Introducing the Concept of the Legal Model in Social Work Practice :

A New Form of Cooperation among Professionals to Ensure the Provision of Inclusive Support

篠本 耕二
Kouji SHINOMOTO

要旨

本研究では、わが国における今日のソーシャルワーク実践では、従来の保健・医療・福祉の専門職に加え法律専門職（司法）が参加するチームアプローチが当たり前になりつつある。それを21世紀のリーガルモデルとし、実践の状況、チームアプローチと連携の理論から、その成立要件を模索した。その結果①法律専門職の参加②チームアプローチ③連携④システム理論の4つの要件が考えられる。この新たなソーシャルワーク実践モデルは、その構成員のためにあるのではなく、クライアントの課題解決を行うことであり、マイクロレベルからマクロレベルまでそのモデルが存在するのである。

Abstract

This study examines a team approach from the legal profession now becoming commonplace in the traditional health, medical, and welfare professions in regard to the practice of social work. Based on cooperation, the “legal model” is a 21st century team approach for practical situations. The model encompasses the four aspects of the legal profession, a team approach, collaboration, and systems theory requirements. This new social work practice model is intended to assist team members in finding solutions to client problems. The model addresses both the micro level and the macro level.

[キーワード]

専門職 ソーシャルワークモデル 総合的支援 チームアプローチ 連携

Key words : profession, social work model, inclusive support, team approach, cooperation

1. はじめに

従来のクライアント・要援護者に対する支援では、ケアマネジメントを基礎とした保健・医療・福祉専門職の連携による支援が中心であったが、クライアント（要援護者）を取り巻く社会環境並びにクライアント（要援護者）自身の拡大（以降「対象者の拡大」という）という現象が生じている。それとともに、クライアント（要援護者）の生活支援の必要性と、それらの生活課題に基づいた連携の必要性が生じている。このようにクライアント（要援護者）を取り巻く社会環境の変化と対象及び対象者の拡大¹、生活課題の変化に対応する援助を実践するためにソーシャルワーカーが身につけなければならないのがジェネラリスト・ソーシャルワークであるとされている。社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーは、このジェネラリスト・ソーシャルワークを基底に、個別性をもつクライアント（要援護者）に合う実践モデル、アプローチ法を駆使し、クライアント（要援護者）の生活課題の解決、生活状況の改善を支援していくのである。

支援に際し、より複雑となっているクライアント（要援護者）の課題に対処、解決していくため、ソーシャルワーカー等の支援者単独による支援ではなく、複数の職種・支援者による支援チームを形成し、それぞれの機能を発揮して支援（機能モデル）していくチームアプローチを用いることが多くなっている。

そして現在、ソーシャルワークの実践現場では、2000年の成年後見制度の施行、あるいは介護過誤の係争、高齢者や障害者、児童に対する虐待事件への対応など、法律の専門職である弁護士等との協働作業、支援実践例が増えている。本稿では、クライアント（要援護者）の生活課題の解決と生活状況の改善という目的のために、保健・医療・福祉（ときに教育など）という従

来の職種・支援者による支援チームに弁護士等法律専門職が参加した支援モデルを21世紀の新たなリーガルモデル（legal model）²とし、そのシステムの構造と機能について明らかにするとともに考察を行いたい。

2. ジェネラリスト・ソーシャルワーク

まず、ソーシャルワーク実践の基底となるジェネラリスト・ソーシャルワークについてふれておく、ジェネラリスト・ソーシャルワークとは、佐藤によれば、ソーシャルワークの対象や領域にとらわれず、ソーシャルワーク（援助技術・理論）全体に貫通的に通用する（ことが期待されている）共通の価値・倫理、過程、知識、技術・技能など、中核となるソーシャルワークの体系であり、全てのソーシャルワーク実践の基礎となるもの³としており、また、岩間によれば、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークの3方法を融合し、共通基盤も一体化し、ソーシャルワークの価値を基盤に置きつつ、個人と環境との関係性、人間の理解、問題の把握、問題解決の方法などを体系化したものであるとし、ソーシャルワーカーは、マルチパーソン援助システムとして、問題が多様化困難化する現実への対応としてワーカー自身を取り巻くシステム＝「マルチパーソン（多職種と市民）援助システム」を形成し機能するものとしている。⁴そして、その成り立ちは、上記ソーシャルワークの主要な3方法の統合化の到達点であるとし、その形成の理論的背景にあるものがシステム理論であるとしている。さらに生態学の考え方からも影響を受けることによって、専門職による介入（intervention）が相互作用から交互作用への概念を用いることにより拡大し、かつ戦略的な幅広さをもたらしたとしている。

このことをソーシャルワークの実践現場、人々の生活場面に落とし込んで考えて見ると、

上述のように支援の対象者が拡大していること、それらを取り巻く環境の変化により、いわゆる想定外の事態が、ソーシャルワークの実践現場では起こっているのである。典型的な事例が虐待やセルフネグレクト、ごみ屋敷などの問題ではなかろうか。そして、これらの問題を解決するために行う視点、用いるべき手法が総合的かつ包括的な援助である。

3. 総合的かつ包括的な援助

岩間によれば、わが国のソーシャルワーク実践が「総合的かつ包括的な援助」を重視していく背景は、従来の対象者別、あるいは課題別の支援・実践から、地域別の支援・実践に変化したからであると述べている。⁵実際、社会福祉法以来、地域での福祉実践（地域福祉援助）が重視、推進されるなかで、2005年の介護保険制度改正により、地域包括支援センターが創設され、社会福祉士とともに保健師、主任ケアマネジャーのユニットによる高齢者の総合相談、地域包括ケアが推進されていることはその証左であろう。

また、2007年に公布され「社会福祉士及び介護福祉法等の一部を改正する法律」による社会福祉士養成の新カリキュラムでは、新たに「就労支援サービス」「更生保護制度」「権利擁護と成年後見制度」が加わり、矯正施設退所者などに拡大するクライアント（要援護者）の生活課題への支援に対応できる社会福祉士の養成を目指している。

しかし一方では、クライアント（要援護者）の生活課題が拡大するとともに、社会福祉士・ソーシャルワーカーが対応すべき領域も拡大していくことになるという問題も抱えることになる。この命題に対応する現実的な方法が、ネットワーク（ソーシャルサポート・ネットワーク）の形成と支援チームによる支援（チームアプローチ）ということになるのである。

4. チームアプローチと連携

福富は、チームアプローチを白澤の議論である「多職種による援助チームを編成し、チーム全員の知識・技術・経験を駆使して共通の目標を達成するために、要援護者の問題解決に向けて協働作業に取り組むこと」を用い、多職種、すなわち分野の異なる専門性をもった専門職がクライアント（要援護者）及びその家族などのもつニーズを明らかにした上で共有し、そのニーズを充足するためにそれぞれの専門職に割り当てられた役割を、他の専門職と協働・連携しながら果たしていくとしている。⁶

菊池によると多職種によるチームには、「専門職間の協働・連携の程度」と「チーム内での役割解放の程度」の2点を基準として3つのモデルがあるとしており⁷、福富は菊池の議論を踏まえ、ケアマネジメントにおけるチームアプローチについて独自の解釈・定義化を行っている。⁸以下に両者の多職種協働の3モデルの定義を提示する。（下線は両者の相違点を明確にするために筆者が付け加えたもの）

① マルチディシプリナリー・モデル（multi-disciplinary model）

菊池：チームに課せられた人命に関わる可能性がある緊急な課題を達成するために、しばしば一人の人物（医療チームの医師など）の指示により、チーム内で与えられた専門職としての役割を果たすことに重点をおくチームの機能・方法

福富：アセスメントやケアの提供がそれぞれのサービス提供機関毎に行われ、チームとしての連携が十分に行われていない状態

② インターディシプリナリー・モデル（inter-disciplinary model）

菊池：チームに課せられた複雑ではあるが、緊急性がなく直接人命に関わるのが少ない課題を達成するために、各専門職が協

働・連携してチーム内で果たすべき役割を分担した機能・方法

福富：専門職間のコミュニケーションが重視され、アセスメント、ケアプラン作成などを多職種が協働で行っている状態。アセスメント情報やケアの目標の共有のもと、各機関の役割分担ができており、各機関はチームとして機能している状態

③トランスディシプリナリー・モデル (trans-disciplinary model)

菊池：チームに課せられた課題を達成するために、各専門職がチーム内で果たすべき役割を意図的・計画的に専門分野を超えて横断的に共有した機能・方法

福富：アセスメント情報やケアの目標の共有のもと、各機関の役割分担ができており、各機関はチームとして機能し、さらに職種間で意図的に役割を重複したり、役割の共有が図られている状態

このように、チームアプローチに関して、菊池は機能・方法から言及し、福富は機能・状態（機能・構造）から言及している。モデルが範型であるとの前提に考えると、「こういうもの」であるとい大筋では一致していると見て良いであろう。

ただ、マルチディシプリナリー・モデルにおいては、菊池が、チームマネジャー（主に医師等）が多職種の専門職に指示する一方的な関係を表しているのに対して、福富は指示すらないただ関わりがあるだけの状態を示していると述べている。一方、トランスディシプリナリー・モデルにおいては、チーム内の専門職が「自身の役割を超える（菊池）」「職種間で意図的に役割の重複（福富）」は言葉の違いはあっても、「時に役割を超える・重複する」ことの必要性を説いているのである。

このことは、多職種チームにありがちな課題そのもので指しているあり、クライアント・要援護者の課題を解決するためには、このような

協働モデルが必要であることは理解している。そのためには多職種による連携、とくにその概念の共有・理解が必要となるのである。

そこで、チームアプローチに必要な連携についてその意味を再確認しておきたい。連携とは「互いに連絡をとり、協力して物事を行うこと（大辞林）」となっている。対人援助職における連携とは、相互に連絡を取り合って課題を抱えたクライアント（要援護者）の困難解決という目標を実現するために協力して活動することとなるであろう。

筒井によると、integrated care（統合されたケア）の地域での展開・推進という視点から、連携には段階と範囲があるとしている。連携には、①つながり・連携（Linkage）②調整・協調（Coordination）③完全な統合（Full integration）の3段階のレベルがあるものとしている。①つながり・連携（Linkage）では、わが国の実践分野、地域における保健・医療・福祉の現場でよく用いられる表現であり、相互理解の日常化、必要に応じて他の団体・専門職等個人に照会し、回答が得られるような状態であり、表現としては「顔の見える関係を日常的に築くこと」が大事とされる段階、②調整・協調（Coordination）では、個人や団体は、既存のシステムのなかで個々に調整の責任をもち、調整の場をもつが、特定の状況については協働し業務を遂行するという状況。例としては「地域において医療・介護・保健・福祉の専門職や行政の担当者が集まって、支援困難事例について定期的な会合をもっている」段階、③完全な統合（Full integration）では、利用者に必要なサービスをオーダーメイド的に創り、多様な提供主体が同一の場に集まり、計画からモニタリングまで一貫して行う段階である。

続いて範囲に関しても3種類があるとしている。①システム統合（System integration）は、戦略的な計画・資金管理・購買システム・プログラムの有効性・サービスのカバー率などの活

動の統合する国レベルのもの、②組織的統合（Organizational integration）は、急性期・リハビリテーション・地域ケア・一時的医療・サービス提供事業所（者）などを調整、管理する都道府県あるいは市町村といった行政レベルのもの、臨床的統合（Clinical integration）高齢患者に提供する直接的な支援や医療行為、看護や介護などの臨床場面の範囲においての統合であり、医療機関・事業所単位のものとしている。⁹

この多職種によるチームアプローチや連携とは以上のようなものであるが、クライアント・要援護者の領域の拡大（対象の拡大）に伴い、従来のソーシャルワーク実践においても、既存の実践モデル、アプローチとともに、それらの実践理論をもとにして演繹的に派生する新たな実践モデル、アプローチが必要となるのではないかとの問いが生じるのである。

5. 実践モデル、アプローチ

中村によると、基礎的・共通的な方法・技術＝ジェネラリスト・ソーシャルワーク（ソーシャルワーク論・ソーシャルワーク方法論）が不可欠であるが、個別・具体・特殊な対象＝クライアント・要援護者に実践を展開する技術、「道具立て」として「ソーシャルワーク実践理論」があるとしている。そしてその実践理論に各実践モデル並びにアプローチが集成していると述べている。さらに実践モデルとは、ソーシャルワーカーにとって、複雑・多様なクライアント（要援護者）＝「対象」の問題・課題の認識、生活の実状への理解を促す目的をもった課題認識への範型であるとしており、アプローチについては、クライアント（要援護者）が抱える生活課題に接近し、その解決というゴールに到達するための方法、課題やその状況を特定の理論上の視点から捉え、査定し、あらかじめ用意された方法や技術を一連の支援過程のなかで駆使する課題解決への方法としている。¹⁰

クライアント（要援護者）を取り巻く環境が変化し、そのことでクライアント（要援護者）自身も変化している。（相互作用）このことは、常に現場と向き合っているソーシャルワーカーは身をもって感じている。このようにクライアント（要援護者）のもつ課題、生活の実状が変化していることから、当然それに対応、解決を目指していくためには、ソーシャルワーカー、支援者側にも変化が必要となるのである。

繰り返しとなるが、高齢者・障害者・児童の介護や介助、養護問題への対応、支援から近年は虐待、サービスや消費財の消費者としての課題など、生活の実状・実態の変化は、従来のケアマネジメントを支援根拠とした保健・医療・福祉専門職の専門性では、対応が不可能、あるいは手詰まりとなってしまっていることがある。そのような状況を克服するため、新たな支援者、弁護士等（司法の専門職・機関）との連携・協働を基にした対応（チームアプローチ）が必要となる。その対応（チームアプローチ）について、実際の協働並びに支援の状況からその詳細について読み解くこととする。

6. 支援の実状

ここまで、先行研究を基にした理論的な議論を展開してきたが、本稿の目的である弁護士等法律専門職（司法）と連携・協働という実践をモデル化するために必要な要件の抽出と提言を行うために、実際に行われている支援の状況・方法を提示しながら議論を展開していくこととする。

①虐待への対応

虐待の事例には、児童・高齢者・障害者のそれぞれに対応すべき課題とその支援のための法律が整備されている。ここでは2014年2月25日に独立行政法人国立のぞみの園が主催した虐待防止研修の資料をもとに、その中の「現場からの報告」をもとに連携・協働について述べる。

東京都A区の福祉事務所による高齢者虐待への対応・報告では、緊急度の高い事例に遭遇した場合、家族分離という手法をとらざるを得ないが、家族分離後には当然ながら家族養護者による「家族機能」¹¹は期待できなくなる。その機能の補完として介護保険サービスや成年後見制度・後見人の活用が必須となるが、成年後見制度の活用については申立て・審判という司法手続きが必要となる。

また、分離後に養護者・家族がとる「高齢者の取り戻し」のための様々な方法（警察への被害届等）や主に経済的虐待への対応の遅れに対する損害賠償請求、情報開示請求などへの対応には司法の専門職・弁護士からの助言が不可欠であるとしている。この点ではA区社会福祉協議会の権利擁護センターの弁護士ならびに東京都の権利擁護センターによる助言があり、そのことをもとにして行政を中核とした多職種チームによる支援が可能となるとしている。

②消費者被害

高齢者を狙い高額な布団等を売りつける訪問販売や高額リフォーム等、悪徳業者による被害で一躍注目された。その後も被害は後を絶たず、情報や交渉力の差をもとに消費者に解除権を与える消費者契約法（2000年）や不正な取引に関する規制を設けた特定商取引法（1976年）などを順次改正・施行した。政府はそのことで消費者の利益を保護しようとしてきた。

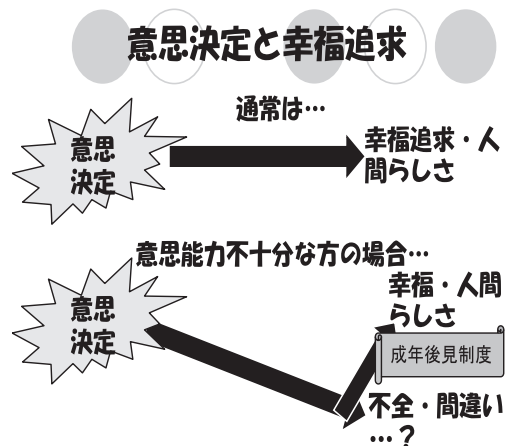
2013年12月に消費者庁は、「消費者の安全・安心確保のための『地域体制のあり方』に関する意見交換会報告書」では、消費者被害の早期発見、未然防止のために医療、保健、福祉、教育、防災、消防、警察、消費者団体、介護サービス事業者、町内会、商工会、コンビニ、宅配事業者、金融機関、弁護士、司法書士、民生委員、ボランティアなどからなる高齢者の見守りネットワークの構築を提言している。その提言を受けて2014年に消費者安全法が改正された。¹²

③成年後見事務

現在の成年後見事務では、認知症高齢者や知的・精神障害者の中での事理を弁識する能力が著しく欠ける常況にある者を成年被後見人とし、その成年後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士等が専門職後見人として事務を行っていることは周知の事実である。

もとより、事務の対象者である成年被後見人は、社会福祉の対象者・利用者でもあり、社会福祉の制度やそれをもとにして展開されるサービスを利用しながら、日常生活を送っているといっても過言ではない。しかし、その利用にあたっては、2000年の介護保険の施行以降、社会福祉制度が措置から契約に移行し、契約の能力が問われることになっている。その契約の能力とは、意思・判断能力ともいわれるが、それは意思決定した後生じる一定の結果について理解ができるかが問われるのであり、実際にその能力が低位な者を成年被後見人としているのである。

成年被後見人はその意思能力が低位であるがゆえに、契約、そのプロセスに必要な意思の決定の支援を要するのであるが、ときにその意思決定を成年後見人に委ねることがある。その時成年後見人は、成年被後見人が人として相当の生活をおくることができるような意思決定（代行決定）を行うのである。（図1参照）このことが、成年後見事務における身上監護（配慮）である。（図1）



もともと成年後見制度は財産管理を目的としたものではあるが、代行決定も含めた意思決定支援、契約の支援は、成年被後見人・意思能力低位者の生活上に必要な支援であり福祉的な支援といえるのである。

④触法障害者支援

秘書給与流用事件で約1年半服役をしていた山本（元衆議院議員）によって書かれた『累犯障害者（2006）年』が、社会に与えて衝撃は未だに記憶に新しい。厚生労働省の『虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究報告書（2007）』では、触法障害者の社会復帰が困難であることが示されている。その報告書がもとになり、刑務所や少年刑務所に入所していた障害者や高齢者の社会復帰を支援するために地域生活定着支援センターが、2009年から全国に設置が進められたのである。

一方、冤罪と思われる知的に障害のある受刑者も少なくないとみられている。それは知的障害者が刑事事件の容疑者とされた場合、事実経過や自らの正当性を主張することが困難なため、警察や検察の取り調べ時、担当官の意見に迎合してしまう特徴を有しているからとされている。¹³このような冤罪と思われる事案に関して、やはり弁護士等（司法）の支援が行われている。¹⁴

7. リーガルモデルという実践モデル

前出のように、実際に行われている様々な対人援助においては、法律の専門職である弁護士との協働はもはや日常的といっても過言ではない。また、人の生活が様々な法律に規定されながら、成り立っていることも現代では当たり前のことである。現在のソーシャルワーク実践の基礎理論となっているシステム理論では、各種の法律もまた要援護者（クライアント）の生活改善・悪化という個人に影響を与える環境である。

このことから、もはやソーシャルワークの根

幹、対人援助には弁護士等法律専門職（司法）が参加すること、しかも相談・助言者という立場を超えて、申請の立ち会い・代行、被虐待者分離の立ち会いなど、現場での協働ということろまで、その需要は高まっているのである。

このように、弁護士等法律専門職（司法）が参画することにより、従来の保健・医療・福祉＋介護などのケアマネジメント主体のチームの枠組みにとどまらない、新たなチームとチームアプローチが創出（上記の協働関係からは既存の関係）されるのである。そして、このチームが目指すものは、クライアント・要援護者の生活改善のための課題解決である。そのことを共有し、協働していくこと（＝連携）はプロセス上必要であり、このチームアプローチの先にある結果・効果を示すものが、リーガルモデル（legal model）である。前出の中村のソーシャルワークの実践理論に依拠して、めざす「範型」＝モデルとなる根拠・要件を次に上げておく。

①弁護士等法律専門職（司法）の参加

前出事例や状況の通り、ソーシャルワークの実践現場では弁護士等法律専門職の参加は日常的になっている。また、今後虐待への対応や生活困窮者支援等の増加により、その需要はますます拡大していく。弁護士職務基本規程・基本倫理では「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を標榜している。これはソーシャルワークの基盤でもある。（IFSW：2000）弁護士と社会福祉士は、人権擁護と社会正義の実現のため、協働するのである。

②チームアプローチ・参加者の対等な関係

前出のチームアプローチのモデルで示されている②インターディシプリナリー・モデルにおける、専門職間のコミュニケーションが重視され、アセスメントや支援計画の作成などを他職種が協働で行っている状態。アセスメント情報や支援目標の共有のもと、各機関・専門職の役割分担ができており、各機関はチームとして機能している状態、③トランスディシプリナリー・モ

デルにおける、チーム内の専門職が「時に役割を超える・重複する」ことで支援の隙間を埋めながら、クライアントの課題を解決することにある。その過程においてすべての機関・専門職が対等であらねばならない。

③連携

人権擁護と社会正義の実現（目的）のために、ともに活動すること（物事を行う）は連携である。前出の筒井の連携、特に段階の概念を用いて説明するならば、①つながり・連携(Linkage)、「顔の見える関係を日常的に築くこと」が大事とされる段階、②調整・協調(Coordination)、「地域において医療・介護・保健・福祉の専門職や行政の担当者とともに、支援困難事例について定期的な会合をもっている」段階を基本とし、③完全な統合(Full integration)、クライアントの個々の事情に鑑みて、弁護士等を含めた多様な提供主体が同一の場に集まり、計画から介入、モニタリングまで一貫して行うことが理想である。

④システム理論

ソーシャルワーク（ジェネラリスト・ソーシャルワーク）の基礎理論となるものである。個人、家族、小集団、機関、コミュニティ、社会といったそれぞれに異なる存在、システムの異質性と同質性とを明らかにし、それぞれのシステムが互いに環境として捉え、受容、制御、働きかける機能を有するのである。それによってクライアントを中心に、それぞれが作用し合う交互作用をもたらすとしている。

A, ピンカスとA, ミナハンによるソーシャルワーク実践におけるシステムを①クライアントシステム②ワーカーシステム③ターゲットシステム④アクションシステムの4つに分けているが、支援の当事者であるとともにクライアントに変化を起こさせることを目的に、この②や④のシステムの一員として弁護士等法律専門職（司法）の参加が期待される。

以上が、リーガルモデルを構成するために、

現在考えられる必要最低限の要件であると考えられる。このように要件を上げてみれば、通常のソーシャルワークと何ら変化のないものであるが、従来の保健・医療・介護・福祉のケアマネジメントの枠組みから脱した、幅広い専門職によるチームアプローチ・連携を内包していることがその特徴と考えられるのである。

8. おわりに

本稿では、ソーシャルワークにおける実践理論としてのリーガル（法的・司法）モデルの提言ということを目的に検討並びに考察を行ってきた。

このモデルにおける連携の範囲に関して再度検討を行う。筒井のIntegrated care(統合されたケア)概念の「連携の範囲」をもとに、このリーガルモデルにおいての「連携の範囲」の設定を考えて見ると、現在はクライアント・要援護者個人やその家族を中心としたミクロの範囲での支援にとどまるが、メゾレベル(市区町村・都道府県単位)、マクロレベル(国家政策提言・変革)での連携・協働、支援も模索されるべきだろう。実際の連携・協働、支援には、生活に困窮する者に対する生活保護費等受給支援や各種の行政計画への参画、福祉サービス利用援助事業（運営適正化委員会・契約締結委員会）での協働（メゾレベル）、成年被後見人の選挙権回復訴訟（マクロレベル）などがある。これらの連携・協働事例を総括してリーガルモデル（legal model）の確立を図っていくことが必要となってくる。

ここまでの議論で、リーガルモデル（legal model）を構成する要件について、その端緒を明らかにすることができた。ただ、忘れてはならないのは、弁護士等法律専門職（司法）を交えた多職種のチームアプローチや協働の到達点（task）、「クライアントの『課題の解決』のために協力して物事を行う」という連携の目的を

見失わないことが重要である。

それは、連携を必要とする話し合いの中では、主体者であるクライアントを除いた多職種の「いかに関係を壊さずまとまるかという」論理だけでチームをまとめようとする余り、クライアントの課題・問題は二の次というチーム・グループも少なくはない。それでは、いつまで経っても課題解決には至らない。課題解決が誰のためにあるのか、誰の利益を尊重するのかという問いに対して、当然にクライアント・要援護者の「最善の利益 (best interest)」の実現に資するものでなければ、「連携の実現」とは言いえないのである。

最後に、「権利擁護の集い」の講演の原稿化にあたって、本稿をまとめるきっかけをいただいた山梨県弁護士会並びに山梨県社会福祉士会、笛吹市社会福祉協議会支援センターふえふきの古屋所長に感謝を申し上げる。

注

- 1 古川は、社会福祉の「対象」と「対象者」を分け、現代社会（社会政策）からの要請によりその対象者となる者が拡大しているとしている。古川孝順（2009）『社会福祉の拡大と限定』中央法規出版、pp63-96
- 2 従来のリーガルモデル (legal model) は、E, C, プレネン (Earl, C, Brennen, 1973) により提唱されている。その内容は、ケースワークの「医療モデル」に代わる「新しい実践モデル」を発達させるために、ワーカーとクライアント関係性で①対等性、②クライアントの知覚に立脚、③ワーカーの誠意に基づいた「契約」の概念を取り入れたものとして、「法律モデル」(legal model) という新しいモデルを模索・提唱することであった。また、その背景に貧困者に提供されるケースワークサービスの一環に「アドボカシー」(advocacy) が重要視され、その具体化に伴う「法律サービス」の必要性と有効性があるとされている。小松源助（1978）「ケースワーク過程における『契約』をめぐる問題」松本武子編『日本のケースワーク』家政教育社、pp164-172
- 3 佐藤豊道（2001）『ジェネラリスト・ソーシャル

ワーク研究』川島書店 p227

- 4 岩間伸之（2010）「ジェネラリスト・ソーシャルワークの意義と基本的視点」・社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版 pp-
- 5 前掲2 pp156-167
- 6 福富昌城（2013）「チームアプローチとは何か」介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会編『5訂介護支援専門員実務研修テキスト』長寿社会開発センター、pp478-479
- 7 菊池和則（1999）「他職種チームの3つのモデル」『社会福祉学』Vol. 39, p287
- 8 前掲4 pp478-479
- 9 筒井孝子（2013）「地域連携方法論の開発と展望」高橋紘士・武藤正樹共編『地域連携論』オーム社、p28 同（2014）『地域包括ケアシステムのためのマネジメント戦略』中央法規出版、PP54-55
- 10 中村和彦（2009）「実践モデルとその意味」・社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座8 相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版 pp122-130
- 11 家族機能では家族社会学の立場からの機能があがるが、報告者資料では、高齢者の実生活上の家族機能としているため、その機能の内容を「介護・見守り」「財産管理」「身上監護」「連帯保証」「医療同意」「死後の事務」などに限定している。
- 12 日本消費経済新聞ホームページ：<http://www.nc-news.com/?news2014年3月9日記事>、
- 13 川上輝昭「知的障害者に対する冤罪の現状と課題」名古屋女子大学紀要No.58, p89 山本讓司（2009）『累犯障害者』新潮文庫、p90
- 14 下野新聞2005年5月19日記事「宇都宮知的障害者誤認逮捕、起訴事件」

*引用・参考文献（50音順）

1. 弁護士会ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/> 2014年4月26日アクセス
2. 厚生労働省労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業（2007）『虐犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究報告書』
3. 下野新聞（2005）「宇都宮知的障害者誤認逮捕、起訴事件」
4. 独立行政法人国立のぞみの園「障害者虐待防止セミナー2014.2.25資料」
5. 法務省法総合研究所研究部報告52（2014）「知

- 的障害を有する犯罪者の実態と処遇」
6. L.C.Johnson & S.J.Yanca (2001)“Social Work Practice: A Generalist Approach Seventh Edition”・山辺朗子・岩間伸之訳 (2004)『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房
 7. 岩間伸之 (2010)「ジェネラリスト・ソーシャルワークの意義と基本的視点」・社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 6 相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版
 8. 川上輝昭「知的障害者に対する冤罪の現状と課題」名古屋女子大学紀要No.58
 9. 菊池和則 (1999)「他職種チームの3つのモデル」『社会福祉学』Vol. 39, No 2
 10. 小松源助 (1978)「ケースワーク過程における『契約』をめぐる問題」松本武子編『日本のケースワーク』家政教育社
 11. 佐藤豊道 (2001)『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』川島書店
 12. 高橋紘士・武藤正樹編 (2014)『地域連携論』オーム社
 13. 筒井孝子 (2013)「地域連携方法論の開発と展望」高橋紘士・武藤正樹共編『地域連携論』オーム社
 14. 論』オーム社
 15. 筒井孝子 (2014)『地域包括ケアシステムのためのマネジメント戦略』中央法規出版
 16. 中村和彦 (2009)「実践モデルとその意味」・社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 8 相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版
 17. 福富昌城 (2013)「チームアプローチとは何か」介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会編『五訂介護支援専門員実務研修テキスト』長寿社会開発センター
 18. 古川孝順 (2009)『社会福祉の拡大と限定』中央法規出版
 19. 松本恒雄 (2014)「消費者法の展開と高齢者の権利擁護の視点」『実践成年後見No.49』民事法研究会
 20. 水野紀子「日本における家族・地域の変容と制度設計のあり方」『実践成年後見No.50』民事法研究会
 21. 山本讓司 (2009)『累犯障害者』新潮文庫